

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成20年度
条 例 名	神奈川県女性保護施設さつき寮条例		
条 例 番 号	昭和39年神奈川県条例第27号	法 規 集	第6編第1章第4節
所 管 部 局 室 課	県民部人権男女共同参画課		
条 例 の 概 要	神奈川県女性保護施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な条 例か。〕	女性保護施設は、売春防止法第36条に基づく婦人保護施設として要保護女子を保護するほか、配偶者暴力被害者の保護も行っており、現在でも設置する必要がある。 この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、女性保護施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔 現行の内容で 課題が解決で きるか。〕	県内で唯一の婦人保護施設として、配偶者暴力被害者やさまざまな理由で行き場のない女性を保護し、自立支援を行っており、要保護女子や配偶者暴力被害者の保護と自立のために有効に機能している。	
	効率性 〔 現行の内容 で効率的と いえるか。〕	利用者の保護及び自立支援並びに施設及び設備の維持管理に相当の知識と経験を有するなど一定の基準を満たす者に、一定期間、施設の管理等を行わせる指定管理者制度を導入しており、効率的な運営が行われている。	
	基本方針適合性 〔 県政の基本的な方針に適合しているか。〕	配偶者などからの暴力の根絶と被害者の自立支援のため、「神奈川力構想」に基づき運営しているほか、指定管理者制度の導入は「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致したものである。	
	適法性 〔 憲法、法令に抵触しないか。〕	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他	条例には施設の所在地が記載されているが、安全確保の観点から改正を検討する必要がある。	
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 〔 改正・廃止を検討する。〕	理 由	特 記 事 項
		現行条例には施設の所在地が記載されており、安全確保の観点から、施設の所在地が公にならないよう改正を検討する必要がある。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 (無)